大阪湾水先区	平成二十一年十一月十日	神戸運輸監理部（神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎）	神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎　郵便番号六五〇―〇〇四二）	平成二十一年十一月二日（郵送による場合は、十一月二日必着）

二　口述試験（筆記試験合格者に対して行う。）

試験日、試験場所及び合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。

三　その他

イ　郵便により受験申請するときは、自己の氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手八十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ロ　試験の詳細については、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局より通知する。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十一年十月二十六日

中部経済産業局長　宮川　正

一　件名　名張近鉄ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十一年十一月二十日　午後二時から

三　場所　名張市武道交流館（三重県名張市蔵持町里二九二八番地）

四　事案の要旨

1　ガス料金の改定（熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴う総原価見直しによる料金改定）等に係る一般ガス供給約款の変更。

2　詳細は、中部経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課及びガス事業課（名古屋市中区三の丸二丁目五番二号）並びに名張近鉄ガス株式会社の本社（三重県名張市桔梗が丘一番町一街区五―一）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した中部経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「名張近鉄ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十一年十一月五日までに中部経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号四六〇―八五一〇　名古屋市中区三の丸二丁目五番二号）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、中部経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「名張近鉄ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十一年十一月五日までに中部経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

中部経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

名張近鉄ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別記に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十一年十月九日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十一年十月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
独立行政法人都市再生機構	和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業の確定測量図
	和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業の調査簿

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十一年十月九日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十一年十月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
独立行政法人都市再生機構	東谷・中島土地区画整理事業土地所在図及び換地計画書

公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成21年10月14日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成21年10月26日

大阪法務局長　白石　研二

記

氏名　桂　千鶴子

所属する司法書士会　大阪司法書士会

登録番号　大阪第1699号

事務所の所在地　大阪市淀川区西中島７丁目１番３号チサンマンション第８新大阪613号

違反行為　業務外行為